

# 中国版「くしの歯ルート」

中国地方幹線道路協議会 道路管理連絡調整部会規約

別表

中国地方幹線道路協議会【道路管理連絡調整部会】

(名称) 第1条 本会は、「道路管理連絡調整部会」(以下、部会という。)と称する。

(設置) 第2条 部会は、「中国地方幹線道路協議会」規約第3条4の規定に基づき設置する。

(目的) 第3条 部会は、中国地方の幹線道路における管理・防災に関して、関係道路管理者間で連携・調整、情報交換、相互協力等を行うことにより、安全で安心して通行できる道路ネットワークの確保を図ることを目的とする。

(所掌事務) 第4条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・調整等を行う。  
 (1) 道路管理・防災ネットワークに関する必要な事項  
 (2) 道路施設の長寿命化計画に関する必要な事項  
 (3) 道路の維持管理に関する事項  
 (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織) 第5条 部会長は、道路情報管理官とし、部会員については別表に掲げる委員とするが、必要に応じて、関係者の出席を求めることが出来るものとする。

(運営) 第6条 部会は、必要に応じて部会長が招集し運営する。

(事務局) 第7条 部会の事務局は、中国地方整備局道路部道路管理課に置く。

(附則) この規約は、平成19年 4月24日から施行する。  
 平成20年10月10日 一部改正  
 平成24年 4月25日 一部改正

所属名	役職名	備考
国土交通省中国地方整備局	道路情報管理官	部会長
	道路計画課長	
	地域道路課長	
	道路管理課長	
	鳥取河川国道事務所長	
	松江国道事務所長	
	岡山国道事務所長	
	広島国道事務所長	
	山口河川国道事務所長	
鳥取県	道路企画課長	
島根県	道路維持課長	
岡山県	道路整備課長	
広島県	道路整備課長	
山口県	道路整備課長	
広島市	道路課長	
岡山市	道路管理課長	
西日本高速道路㈱中国支社	保安サービス統括課長	
本州四国連絡高速道路㈱	しまなみ尾道管理センター副所長	
広島高速道路公社	交通管理課長	

平成25年2月13日

中国地方幹線道路協議会  
道路管理連絡調整部会委員様

中国地方幹線道路協議会  
道路管理連絡調整部会長

中国版くしの齒ルート（ベースマップ）について（合意）

平成23年3月11月に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波などにより引き起こされた東日本大震災をうけ、中国地方における道路啓開について、平成23年10月18日「道路啓開あり方検討会（準備会）」を皮切りに検討を進めてまいりました。

平成24年4月25日に、「中国幹線道路協議会 道路管理連絡調整部会」（以下、「調整部会」という）において基本的なルートとなる『中国版くしの齒ルート（ベースマップ）』を合意いたしました。その後、自治体におかれましては防災部局等との調整を進めていただき、また、役割分担や連絡体系を含めた体制について議論させていただきました。

これらについて、調整部会を開催し再度合意すべきところですが、年度末の多忙な時期でもあり、皆さまに文書開催について意見照会させていただいたところ、異議なしとの意見でしたので、文書送付による合意とさせていただきます。

記

1. 目的  
「中国版くしの齒ルート（ベースマップ）」の策定
2. 送付資料  
1) 「中国版くしの齒ルート（ベースマップ）」・・・別紙1  
2) 策定までの流れ、道路啓開イメージ・・・別紙2, 3

別紙 1

中国版「くしの歯ルート（ベースマップ）」

1. 趣旨  
中国地方において、地震津波など広域的な災害時には、高速自動車国道、直轄国道だけでなく、県管理の国道等も含め道路啓開し、円滑な復旧活動を行っていく必要がある。  
そこで、道路啓開のための緊急輸送道路（くしの歯ルート）は、沿岸部の被災地の救援・救助活動のため、国・県・政令市・自衛隊が連携し、中国縦貫自動車道などやこれらから沿岸部にアクセスするルートとする。

2. 想定する広域的な災害
- ①地震・津波・液状化
    - ・沿岸部の広域的な地震・津波及び液状化による被害を想定
    - ※日本近海の地域で発生する地震を想定
  - ②被災規模の想定
    - ・各県の地域防災計画の見直し、中央防災会議での結論を踏まえる

3. 道路啓開する対象路線のネットワーク

1) 道路啓開  
震災時、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、短期的に緊急車両の通行の確保を行うこと。

- 2) 対象となる路線の考え方
- ①ルート選定
    - ・第1次緊急輸送道路を基本とする。
    - ・被災状況を確認後に、関係機関で協議し決定する。
  - ②防災拠点
    - ・県庁、県出先事務所、市町村役場等の行政機関
    - ・空港、ハリポート、港湾
    - ・防災拠点病院
    - ・自衛隊駐屯地
    - ・その他地域が定めた施設 など
  - ③道路種別
    - ・2車線以上の道路を基本とする。（道路種別は問わない）
  - ④優先順位
    - ・優先順位は決めず、被災状況により関係機関で調整し啓開する。



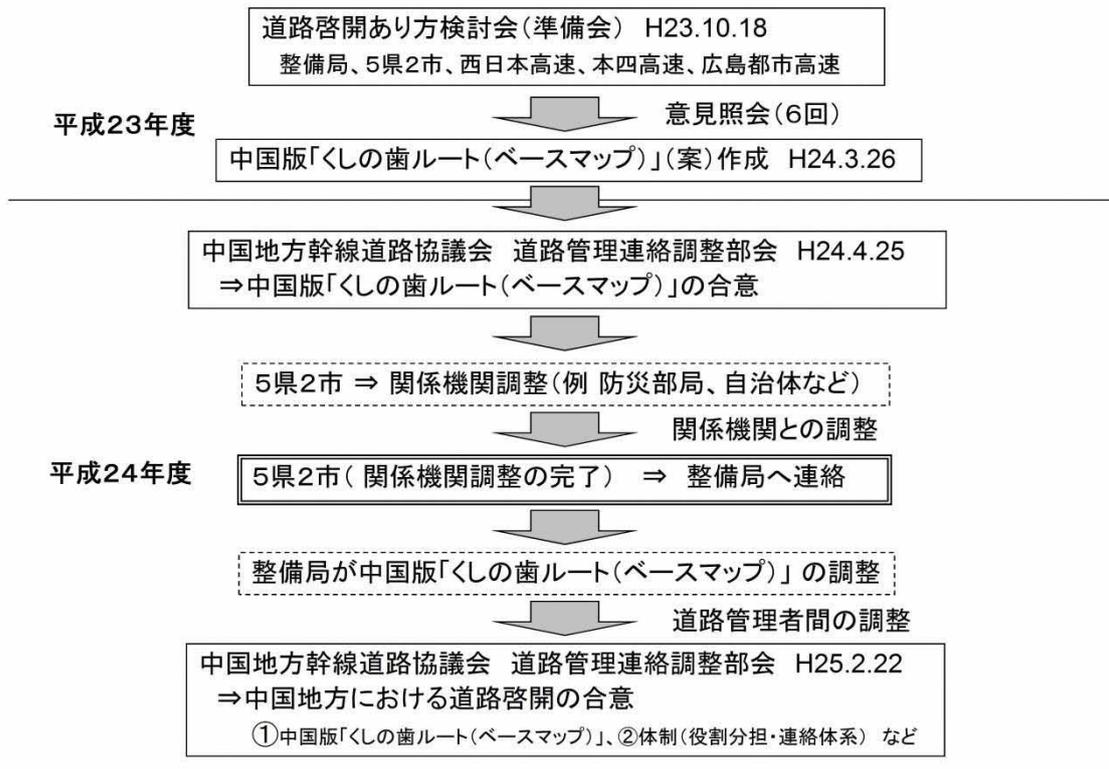
- ②「くしの歯」(横軸ライン)
- ・鳥取自動車道、米子自動車道、浜田自動車道等の中国横断自動車道
  - ・瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道の本州四国連絡道路
  - ・国道53号、国道54号等の直轄国道
  - ・県管理の国道など(2車線以上の道路)
- ③「T字」(沿岸部ライン)
- ・くしの歯の先から沿岸部を両サイドに道路啓開する路線 (沿岸部の国道2号、国道9号、国道185号など)

4) 関係機関調整の体制  
関係機関調整については、別添4の体制により行う。なお、連絡系統については、中国地方道路情報連絡協議会の「道路交通情報連絡活動要領」の連絡先一覧表に連絡することとする。

4. その他
- ①今回はあくまでも道路啓開を優先する路線を選定するものであり、道路整備や橋梁の耐震補強の優先度を定めるものではない。
  - ②くしの歯ルートは、緊急輸送道路(1次)の見直しにより更新されるものとする。
  - ③ルートについては、必要に応じて適宜見直ししていくものとする。

策定までの流れ

別紙2



【参考資料】 道路啓開 中国版「くしの歯ルート(ベースマップ)」 イメージ図 別紙3

